

2024年3月期 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2024年6月27日(木曜日)
午前10時

場 所

富山県高岡市守護町二丁目12番1号
株式会社CKサンエツ
本社事務所棟 3階 大会議室

議 案

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第3号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）更新の件

目 次

定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	6
連結計算書類	18
計算書類	20
監査報告	22
株主総会参考書類	30

株式会社CKサンエツ

証券コード 5757

証券コード 5757
(発送日) 2024年6月12日
(電子提供措置の開始日) 2024年6月5日

株 主 各 位

富山県高岡市守護町二丁目12番1号

株式会社 CKサンエツ

代表取締役社長 釣 谷 宏 行

2024年3月期定時株主総会招集ご通知

拝 啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。また、このたびの能登半島地震により亡くなられた方々に謹んでお悔やみを申しあげますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申しあげます。

さて、当社2024年3月期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://www.cksanetu.co.jp/ir/shareholder>
(上記ウェブサイトアクセスいただき、ご確認ください。)



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「CKサンエツ」又は「コード」に当社証券コード「5757」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後記の「議決権行使についてのご案内」に従い2024年6月26日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 富山県高岡市守護町二丁目12番1号
株式会社C K サンエツ 本社事務所棟 3階 大会議室
3. 目的事項
報告事項
1. 2024年3月期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 2024年3月期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第3号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）更新の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一

律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2024年6月27日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



インターネットで議決権を行使される場合

次ページのご案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後5時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後5時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 倍

御中

××××年 ×月××日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

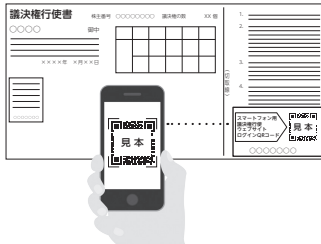
※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

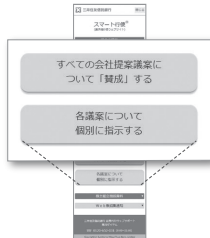
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

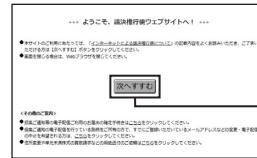
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9:00～21:00）

事業報告

(2023年 4 月 1 日から
2024年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、諸外国で物価が上昇し、金融引締めが行われました。また、ウクライナ戦争が長期化し、エネルギー価格が高騰しました。2023年10月7日以降、イスラエルとイスラム組織ハマスとの軍事衝突が続いています。

わが国経済は、外国為替市場で円安が進行し、物価が上昇しました。また、原発の再稼働が遅れ、電力料金が高騰しました。3年余り続いた国の新型コロナウイルス感染対策は解除され、経済活動は徐々に正常化しました。

2024年1月1日には、能登半島地震が発生しました。連結子会社のシーケー金属株式会社の溶融亜鉛鍍金工場では、めっき槽から亜鉛の溶湯が流れ出して火災が発生し、配管機器の製品倉庫では、高層ラックに収納していた継手類の入ったケースが落下しましたが、いずれも、ただちに復旧を果たしたため業績への影響は軽微でした。

このような経営環境の下、当社グループ（当社及び連結子会社）では、伸銅品の需要が低迷したため、完全子会社のサンエツ金属株式会社は、臨時休業日を設けて生産調整しました。また、シーケー金属株式会社は、全天候型製品倉庫を建設して物流機能を強化しました。当社グループの主要原料で国際相場商品の銅の建値は、2024年3月に最高値を更新しました。

当社グループの連結経営成績は、伸銅事業の販売量が減少したため、売上高は1,114億33百万円（前期比10.0%減少）となり、営業利益は79億29百万円（同4.2%減少）となりました。営業外費用として、デリバティブ損失が16億66百万円、デリバティブ評価損が5億24百万円発生したため、経常利益は60億94百万円（同29.6%減少）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は38億15百万円（同28.3%減少）となりました。

配当金につきましては、当期は1株当たり70円（中間配当35円、期末配当35円）とさせていただきます。

各セグメントの業績は、次のとおりであります。

伸銅

伸銅事業では、販売量は 9 万 429 トン（前期比 13.8% 減少）、売上高は 935 億 50 百万円（同 11.9% 減少）となり、セグメント損益は 50 億 21 百万円のセグメント利益（同 10.6% 減少）となりました。

精密部品

精密部品事業では、売上高は 54 億 4 百万円（前期比 9.8% 減少）となり、セグメント損益は 4 億 52 百万円のセグメント利益（同 20.3% 減少）となりました。

配管・鍍金

配管・鍍金事業では、売上高は 124 億 78 百万円（前期比 6.7% 増加）となり、セグメント損益は 21 億 37 百万円のセグメント利益（同 20.2% 増加）となりました。

② 設備投資の状況

設備投資の総額は 24 億 66 百万円でした。その主なものは、シーケー金属株式会社の新・製品倉庫等の建設、サンエツ金属株式会社高岡事業所、砺波工場及びシーケー金属株式会社の乾燥室建設、サンエツ金属株式会社砺波工場の隣接地の取得などであります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区 分	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	69,130	115,343	123,838	111,433
経 常 利 益 (百万円)	422	6,571	8,655	6,094
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	174	4,313	5,318	3,815
1株当たり当期純利益 (円)	21.16	517.19	644.39	458.22
純 資 産 (百万円)	40,413	43,893	49,147	53,608
総 資 産 (百万円)	66,145	71,099	75,455	77,140

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
サ ン エ ツ 金 属 株 式 会 社	301百万円	100.00%	伸 銅 ・ 精 密 部 品
シ ー ケ ー 金 属 株 式 会 社	176	88.98	配 管 ・ 鍍 金
日 本 伸 銅 株 式 会 社	1,595	55.50	伸 銅
三 越 金 属 (上 海) 有 限 公 司	23	100.00	伸 銅 (販 売)
台 湾 三 越 股 份 有 限 公 司	10	100.00	伸 銅 (販 売)

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	サンエツ金属株式会社
特定完全子会社の住所	富山県砺波市太田1892番地
当社及び当社の完全子会社における特定 完全子会社の株式の帳簿価額の合計額	6,419百万円
当社の総資産額	18,628百万円

(4) **対処すべき課題**

当社グループの主力事業領域は、伸銅事業と精密部品事業と配管・鍍金事業です。いずれの事業においても、国内市場は成熟し、今後とも需要が漸減するものと推測されています。

当社グループといたしましては、新製品の開発による市場開拓と、M&Aによる事業拡張に注力することで、企業価値の向上に努めます。

(5) **主要な事業内容**（2024年3月31日現在）

伸銅事業、精密部品事業、配管・鍍金事業を主たる事業としております。

(6) **主要な営業所及び工場**（2024年3月31日現在）

① 当社

・本店 富山県高岡市守護町二丁目12番1号

② 子会社

(国内)

サンエツ金属株式会社

・本店 富山県砺波市太田1892番地
・工場 高岡市・砺波市・茨城県石岡市
・支店 東京・大阪・名古屋

シーケー金属株式会社

・本店 富山県高岡市守護町二丁目12番1号
・工場 高岡市
・支店 東京・大阪・名古屋
・営業所 北海道・仙台・広島・福岡・北陸（高岡市）

株式会社リケンＣＫＪＶ

・本店 富山県高岡市守護町二丁目12番1号
・工場 高岡市

日本伸銅株式会社

・本店 大阪府堺市堺区匠町20番地1
・工場 堺市
・支店 東京・大阪

株式会社サンエツ商事

・本店 富山県高岡市吉久一丁目4番1号

・支店 埼玉

(海外)

三越金属（上海）有限公司

中国上海市

台湾三越股份有限公司

台湾台北市

(7) 使用人の状況（2024年3月31日現在）

企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
伸銅事業	499名	3名減
精密部品事業	102	1名減
配管・鍍金事業	323	—
合計	924	4名減

(8) 主要な借入先の状況（2024年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社北陸銀行	2,800百万円
三井住友信託銀行株式会社	1,741
株式会社北國銀行	800

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2024年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 29,600,000株
- ② 発行済株式の総数 8,867,000株
- ③ 株主数 4,872名
- ④ 大株主（上位10名、持株数千株未満切り捨て）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
C K サンエツ取引先持株会	950千株	10.76%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	605千株	6.86%
C K サンエツ従業員持株会	507千株	5.74%
株式会社北陸銀行	370千株	4.19%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	359千株	4.07%
株式会社北國銀行	247千株	2.80%
富源商事株式会社	201千株	2.28%
株式会社リケン	194千株	2.21%
東泉産業株式会社	193千株	2.19%
釣谷 宏行	143千株	1.63%

（注）持株比率については、自己株式（35,596株）を控除した発行済株式総数により算出しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2024年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	釣谷宏行	サンエツ金属株式会社代表取締役社長 シーケー金属株式会社代表取締役社長 株式会社リケンＣＫＪＶ代表取締役社長 日本伸銅株式会社代表取締役会長 伏木海陸運送株式会社社外取締役
専務取締役	釣谷伸行	営業管掌
常務取締役	大橋一善	技術・開発管掌
常務取締役	原田孝之	製造管掌
取締役	松井大輔	管理統括部長
取締役 （常勤監査等委員）	井波栄三郎	
取締役 （監査等委員）	桝田和彦	株式会社ＵＡＣＪ名誉顧問
取締役 （監査等委員）	山田政雄	DOWAホールディングス株式会社代表取締役会長 藤田観光株式会社社外取締役
取締役 （監査等委員）	浜田亘	株式会社シキノハイテック社外監査役

- (注) 1. 取締役桝田和彦氏、山田政雄氏、浜田亘氏は、社外取締役であります。
2. 井波栄三郎氏は、当社の取締役として豊富な経験と実績を有しておりますので、今後においても経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材であることから、常勤の監査等委員として選定しております。
3. 浜田亘氏は、公認会計士としての資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は桝田和彦氏、山田政雄氏、及び浜田亘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等を除く。）との間で、会社法第426条第1項及び会社法第427条第1項並びに定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができますが、契約の締結は行っておりません。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社グループの役員等（ただし、会計監

査人を除く。)であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の株主代表訴訟等の民事訴訟や刑事手続・行政手続による損害が填補されることになりません。

④ 取締役の報酬等

イ) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年1月20日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、イにおいて「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議し、一部については2021年5月21日開催の取締役会において変更する決議をしております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 取締役の個人別の報酬等（固定報酬等かつ金銭報酬等に限る。）の額又は算定方法の決定方針

個々の職責及び実績、会社業績や過去の支給実績等を勘案のうえ、決定するものとする。

b. 非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額若しくは数又はその算定方針の決定方針

信託を用いた株式報酬制度とし、原則として退任時に当社株式を交付する。具体的には、当社の取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与し、各取締役の退任時に、各取締役に付与されたポイントの累積値を算定し、かかるポイントに応じた当社株式の交付を行う。

c. 固定報酬等、業績連動報酬等又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針

役員報酬の額は、固定報酬である「基本報酬」と、非金銭報酬である「株式報酬」により構成されており、その割合は80%：20%とする。

d. 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定方針

基本報酬については、月次に分割して支給する。株式報酬については、原則として退任時に当社株式を交付する。

その他、取締役に対し報酬等を与える条件の決定方針は、代表取締役社長に一任し、毎年、7月度役員報酬より改定する。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役に委任するときは、当該取締役の氏名又は地位若しくは担当、委任する権限の内容、当該権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずるときは、その内容

報酬等の額の決定について、代表取締役社長釣谷宏行氏に一任するものとする。なお、当該権限が適切に行使されるようにするため、決定の過程において、監査等委員会に意見を聴取するものとする。

ロ) 取締役を支払った報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	非金銭報酬
取締役（監査等委員を除く。）	5名	278百万円	222百万円	55百万円
（うち社外取締役）	（1名）	（1百万円）	（1百万円）	（1百万円）
取締役（監査等委員）	4名	30百万円	30百万円	1百万円
（うち社外取締役）	（3名）	（18百万円）	（18百万円）	（1百万円）
合 計	9名	309百万円	253百万円	55百万円
（うち社外役員）	（3名）	（18百万円）	（18百万円）	（1百万円）

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 非金銭報酬等の内容は当社株式等の交付を受けることができるポイントとなります。割当ての際の条件等は「イ) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2016年6月23日開催の定時株主総会において年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、7名です。
- また、別枠で、2021年6月22日開催の定時株主総会において、株式交付信託報酬として、1事業年度当たり37,500ポイント以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、6名です。
4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年6月21日開催の定時株主総会において年額400百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、4名です。
5. 報酬等の額の決定について、代表取締役社長釣谷宏行氏に一任しています。委任の理由は、当社グループ全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためです。なお、当該権限が適切に行使されるようにするため、決定の過程において、監査等委員会に意見を聴取しております。
6. 合計欄は実際の支給人数を記載しております。
- ハ) 当事業年度において支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。
- 二) 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く。）から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。
- ⑤ 社外役員に関する事項
- イ) 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役榎田和彦氏は、株式会社UACJの名誉顧問であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。
 - ・取締役山田政雄氏は、DOWAホールディングス株式会社の代表取締役会長であり、藤田観光株式会社の社外取締役であります。当社と各社との間には特別な関係はありません。

- ・取締役浜田亘氏は、株式会社シキノハイテックの社外監査役であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。

ロ) 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役（監査等委員） 榎田和彦	当事業年度に開催された取締役会14回の全て、また、監査等委員会13回の全てに出席しました。 株式会社UACJ名誉顧問の見識をもって、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要な発言を行っております。毎月の経営会議も傍聴し、M&A案件の検討においては、適宜適切な助言を実施しました。 また、代表取締役社長と監査等委員会との会合において、当社の取締役候補者の選定や役員報酬等の決定について、客観的・中立的立場で関与しています。
社外取締役（監査等委員） 山田政雄	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回、また、監査等委員会13回のうち12回に出席しました。 DOWAホールディングス株式会社代表取締役会長の見識をもって、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要な発言を行っており、M&A案件の検討においては、適宜適切な助言を実施しました。 また、代表取締役社長と監査等委員会との会合において、当社の取締役候補者の選定や役員報酬等の決定について、客観的・中立的立場で関与しています。
社外取締役（監査等委員） 浜田 亘	当事業年度に開催された取締役会14回の全て、また、監査等委員会13回の全てに出席しました。 公認会計士として培われた専門的な財務及び会計に関する豊富な経験と高い見識をもって、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要な発言を行い、財務及び会計の観点から経営全般の監督機能の強化に寄与しました。 また、代表取締役社長と監査等委員会との会合において、当社の取締役候補者の選定や役員報酬等の決定について、客観的・中立的立場で関与しています。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

仰星監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の当該事業年度の監査計画の内容、過年度の監査計画及び職務執行状況並びに他社の会計監査人の報酬等の状況について確認し、当該事業年度の会計監査人の報酬等の額の妥当性を検討した結果、当該報酬等の額について同意いたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、上記の解任事由に該当しない場合であっても、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性及び総合的能力等の観点から会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当該議案を決議するための株主総会の招集の決定を取締役会に要請いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人仰星監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、20百万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項に規定する剰余金の配当に関する事項については、取締役会での決議による旨を定款で定めております。

剰余金の配当等につきましては、業績に応じた適正な利益配分を安定的に行うことを基本方針としております。このことは、当社の関係するすべてのステークホルダーの長期的な利益とも合致するものと認識しております。

株主配当につきましては、自己資本比率の向上を図りつつ、業績に応じた配当を行うよう努力をいたす所存であります。

配当金につきましては、当期は1株当たり70円（中間配当35円、期末配当35円）とさせていただきます。また、次期につきましては、中間配当45円、期末配当45円、合計90円を予定いたしております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	55,636	流 動 負 債	20,340
現 金 及 び 預 金	981	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	8,327
受 取 手 形	2,364	短 期 借 入 金	7,500
売 掛 金	13,944	未 払 金	111
電 子 記 録 債 権	13,245	未 払 費 用	863
商 品 及 び 製 品	7,764	未 払 法 人 税 等	533
仕 掛 品	8,583	未 払 消 費 税 等	614
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	7,764	賞 与 引 当 金	1,236
前 払 費 用	65	設 備 関 係 支 払 手 形	279
そ の 他	996	そ の 他	874
貸 倒 引 当 金	△73	固 定 負 債	3,191
固 定 資 産	21,503	繰 延 税 金 負 債	355
有 形 固 定 資 産	18,542	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	280
建 物 及 び 構 築 物	7,919	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,631
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	2,502	長 期 借 入 金	441
土 地	7,290	そ の 他	481
建 設 仮 勘 定	332	負 債 合 計	23,532
そ の 他	497	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	277	株 主 資 本	46,380
ソ フ ト ウ エ ア	260	資 本 金	2,756
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	6	資 本 剰 余 金	4,728
そ の 他	11	利 益 剰 余 金	40,017
投 資 そ の 他 の 資 産	2,683	自 己 株 式	△1,122
投 資 有 価 証 券	1,836	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	1,056
退 職 給 付 に 係 る 資 産	6	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	315
繰 延 税 金 資 産	794	土 地 再 評 価 差 額 金	565
そ の 他	47	為 替 換 算 調 整 勘 定	32
貸 倒 引 当 金	△1	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	143
資 産 合 計	77,140	非 支 配 株 主 持 分	6,171
		純 資 産 合 計	53,608
		負 債 純 資 産 合 計	77,140

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

連結損益計算書

(2023年 4 月 1 日から
2024年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目										金 額
売上	売上	売上	売上	売上	売上	売上	売上	売上	売上	111,433
販売	販売	販売	販売	販売	販売	販売	販売	販売	販売	98,410
販売	販売	販売	販売	販売	販売	販売	販売	販売	販売	13,022
販売	販売	販売	販売	販売	販売	販売	販売	販売	販売	5,093
販売	販売	販売	販売	販売	販売	販売	販売	販売	販売	7,929
営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	420
受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	4
受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	40
受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	12
受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	1
受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	1
受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	49
受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	57
受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	12
受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	240
営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	2,254
支払	支払	支払	支払	支払	支払	支払	支払	支払	支払	11
支払	支払	支払	支払	支払	支払	支払	支払	支払	支払	1,666
支払	支払	支払	支払	支払	支払	支払	支払	支払	支払	524
支払	支払	支払	支払	支払	支払	支払	支払	支払	支払	51
支払	支払	支払	支払	支払	支払	支払	支払	支払	支払	6,094
特別	特別	特別	特別	特別	特別	特別	特別	特別	特別	35
固定	固定	固定	固定	固定	固定	固定	固定	固定	固定	1
投資	投資	投資	投資	投資	投資	投資	投資	投資	投資	18
補助	補助	補助	補助	補助	補助	補助	補助	補助	補助	15
特別	特別	特別	特別	特別	特別	特別	特別	特別	特別	15
固定	固定	固定	固定	固定	固定	固定	固定	固定	固定	10
投資	投資	投資	投資	投資	投資	投資	投資	投資	投資	5
税金	税金	税金	税金	税金	税金	税金	税金	税金	税金	6,114
法人	法人	法人	法人	法人	法人	法人	法人	法人	法人	1,726
法人	法人	法人	法人	法人	法人	法人	法人	法人	法人	130
当期	当期	当期	当期	当期	当期	当期	当期	当期	当期	4,257
非支配	非支配	非支配	非支配	非支配	非支配	非支配	非支配	非支配	非支配	441
親会社	親会社	親会社	親会社	親会社	親会社	親会社	親会社	親会社	親会社	3,815

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,446	流 動 負 債	335
現金及び預金	146	未払金	6
短期貸付金	3,180	未払費用	20
その他	120	未払法人税等	72
固 定 資 産	15,182	未払消費税等	17
有形固定資産	4,460	前受収益	53
建物	1,417	仮受金	149
構築物	27	預り金	16
機械装置	0	固 定 負 債	2,967
工具器具及び備品	0	長期借入金	441
土地	3,014	長期未払金	428
投資その他の資産	10,721	再評価に係る繰延税金負債	280
投資有価証券	1,243	退職給付引当金	1,816
関係会社株式	8,789	負 債 合 計	3,303
繰延税金資産	559	純 資 産 の 部	
その他	129	株 主 資 本	14,457
貸倒引当金	△0	資 本 金	2,756
資 産 合 計	18,628	資 本 剰 余 金	3,213
		資本準備金	2,671
		その他資本剰余金	542
		利 益 剰 余 金	9,610
		利益準備金	52
		その他利益剰余金	9,558
		固定資産圧縮積立金	41
		別途積立金	3,000
		繰越利益剰余金	6,516
		自 己 株 式	△1,122
		評価・換算差額等	868
		その他有価証券評価差額金	302
		土地再評価差額金	565
		純 資 産 合 計	15,325
		負 債 純 資 産 合 計	18,628

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損 益 計 算 書

(2023年 4 月 1 日から
2024年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	1,174
売 上 総 利 益	1,174
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	715
営 業 利 益	458
営 業 外 収 益	97
受 取 利 息	15
受 取 配 当 金	37
そ の 他	45
営 業 外 費 用	0
そ の 他	0
経 常 利 益	556
税 引 前 当 期 純 利 益	556
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	102
法 人 税 等 調 整 額	58
当 期 純 利 益	396

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

株式会社C K サンエツ
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人
東 京 事 務 所

指 定 社 員 公認会計士 向 山 典 佐
業 務 執 行 社 員 公認会計士 吉 岡 礼
指 定 社 員 公認会計士 吉 岡 礼
業 務 執 行 社 員 公認会計士 吉 岡 礼

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社C K サンエツの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社C K サンエツ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

株式会社C K サンエツ
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人
東 京 事 務 所

指 定 社 員	公 認 会 計 士	向 山 典 佐
業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	吉 岡 礼

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社C K サンエツの2023年4月1日から2024年3月31日までの2024年3月期の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの2024年3月期における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部統制部門である監査・規格管理室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び関係箇所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、主要な子会社の取締役会に出席し、取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるほか、主要な子会社の本社及び工場・支店等に赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月21日

株式会社 C K サンエツ 監査等委員会

常 勤 監 査 等 委 員 井 波 栄 三 郎 ㊞

監 査 等 委 員 梶 田 和 彦 ㊞

監 査 等 委 員 山 田 政 雄 ㊞

監 査 等 委 員 浜 田 亘 ㊞

(注) 監査等委員梶田和彦、山田政雄及び浜田亘は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会において検討がなされましたが、会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はないとの結論に至りました。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株数
1	つりやひろゆき 釣谷宏行 (1958年11月12日)	1982年4月 株式会社北陸銀行入行 1986年4月 シーケー金属株式会社入社 1991年9月 同社取締役 1996年9月 伏木海陸運送株式会社社外取締役（現任） 1997年4月 シーケー金属株式会社代表取締役社長（現任） 2000年6月 当社代表取締役社長（現任） 2011年10月 サンエツ金属株式会社代表取締役社長（現任） 2011年12月 株式会社リケンCKJV代表取締役社長（現任） 2015年6月 日本伸銅株式会社代表取締役会長（現任） 2018年5月 株式会社日伸地金代表取締役社長（現任） 2022年11月 株式会社サンエツ商事代表取締役会長（現任） (重要な兼職の状況) サンエツ金属株式会社代表取締役社長 シーケー金属株式会社代表取締役社長 株式会社リケンCKJV代表取締役社長 日本伸銅株式会社代表取締役会長 伏木海陸運送株式会社社外取締役	143,539株
【選任理由】 長年にわたり当社グループの経営に携わり、事業拡大に努めるとともに経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督に十分な役割を果たしており、今後においても経営全般にわたる高い見識に基づき適切な経営判断が行われ、当社グループの更なる発展に寄与するものと判断し、引き続き取締役候補者としてしました。			

招集・通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株数
2	つりやのぶ ゆき 釣 谷 伸 行 (1961年3月25日)	1983年4月 日産自動車株式会社入社 2001年6月 当社取締役営業本部副本部長 2001年9月 シーケー金属株式会社取締役 2002年4月 当社常務取締役営業本部長 2007年7月 専務取締役営業本部長 2011年10月 専務取締役営業管掌（現任） 2011年10月 サンエツ金属株式会社専務取締役営業本部長（現任） 2011年10月 シーケー金属株式会社専務取締役（現任）	47,800株
【選任理由】 当社グループの営業部門の統括責任者として豊富な経験と実績を有しており、今後においても経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としました。			
3	まつ い だい すけ 松 井 大 輔 (1974年11月8日)	1997年4月 株式会社北陸銀行入行 2005年10月 当社入社 2011年6月 取締役管理本部長 2011年10月 取締役財務・企画部長 2011年10月 サンエツ金属株式会社取締役管理本部長 2013年6月 当社取締役管理統括部長 2013年6月 サンエツ金属株式会社取締役管理統括部長 2014年4月 日本伸銅株式会社顧問 2014年6月 同社常勤監査役 2015年6月 当社取締役管理統括部長（現任） 2015年6月 サンエツ金属株式会社取締役管理統括部長（現任） 2015年6月 日本伸銅株式会社取締役（現任）	6,800株
【選任理由】 当社グループの財務および管理部門の責任者として豊富な経験と実績を有しており、今後においても経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としました。			

(注) 1. 候補者釣谷宏行氏は日本伸銅株式会社の代表取締役会長であり、当社は同社との間で、経営指導契約に基づく取引、ソフトウェア等の使用契約に基づく取引、当社が契約しているグループ役員等賠償責任保険契約に対する同社負担金の受取及び株式報酬制度に対する同社負担金の受取を行っております。

また、同氏はシーケー金属株式会社の代表取締役社長であり、当社は同社との間で、不動産の貸付、経営指導、総務経理業務委託契約に基づく取引、ソフトウェア等の使用契約に基づく取引及び株式報酬制度に対する同社負担金の受取を行っております。

また、同氏は株式会社リケンCKJVの代表取締役社長であり、当社は同社との間で、不動産の貸付、経営指導業務委託契約に基づく取引、ソフトウェア等の使用契約に基づく取引を行っております。

その他の候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、本招集ご通知に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役井波栄三郎氏、桝田和彦氏及び浜田亘氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株 式株数
※ 1	もり ち え み 森 千 恵 美 (1989年8月30日)	2012年 4 月 サンエツ金属株式会社入社 2024年 4 月 当社秘書室長（現任）	1,684株
【選任理由】 当社子会社であるサンエツ金属株式会社に入社以来、同社経理業務、当社秘書業務、当社子会社であるシーケー金属株式会社製販管理業務等、多様な職務を経験することでキャリアを形成しました。当社グループ全般の業務等に関する豊富な経験と実績を有しており、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断し、監査等委員である取締役候補者としてしました。			
2	ます だ かず ひこ 桝 田 和 彦 (1942年 4 月24日)	1996年 6 月 住友軽金属工業株式会社取締役 2004年 6 月 同社代表取締役社長 2009年 6 月 同社代表取締役会長 2009年 6 月 当社社外取締役 2013年10月 株式会社UACJ相談役 2016年 6 月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 2016年 6 月 株式会社UACJ名誉顧問（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社UACJ名誉顧問	5,000株
【選任理由及び期待される役割の概要】 長年にわたる企業経営の実績と非鉄金属業界全般に関する豊富な知見を有しており、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断したことに加え、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督することを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としてしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株 数
3	はま だ わたる 浜 田 亘 (1957年6月7日)	1980年11月 監査法人朝日会計社（現 有限責任あずさ監査法人）入社 1985年 6 月 浜田亘会計事務所長 1990年 4 月 監査法人朝日親和会計社（現 有限責任あずさ監査法人）入社 2007年 7 月 あずさ監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）富山オフィス責任者 2010年 7 月 同法人北陸事務所長 2013年 1 月 有限責任あずさ監査法人富山オフィス責任者 2017年 6 月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 2022年 6 月 株式会社シキノハイテック社外監査役（現任）	0株
【選任理由及び期待される役割の概要】 過去に会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士としての専門的知見と会計監査及び株式公開支援業務等に長年にわたり携わっており、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断したことに加え、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督することを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者となりました。			

- (注) 1. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 榊田和彦氏及び浜田亘氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
4. 榊田和彦氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、15年となります。
5. 浜田亘氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、7年となります。
6. 当社は榊田和彦氏及び浜田亘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。榊田和彦氏及び浜田亘氏が再任された場合、当社は引き続き榊田和彦氏及び浜田亘氏を独立役員とする予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、本招集ご通知に記載のとおりです。監査等委員である取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考：取締役のスキル・マトリックス】

第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役のスキル・マトリックスは以下のとおりです。

氏名	独立	地位	企業 経営	事業 戦略	研究 開発	製造・ 技術	営業・ マーケティング	法務・ ガバナンス	財務 会計
釣谷 宏行		代表取締役社長	○	○	○	○	○		
釣谷 伸行		専務取締役	○	○	○		○		
松井 大輔		取締役		○				○	○
森 千恵美		取締役 (常勤監査等委員)					○	○	
桒田 和彦	★	取締役 (監査等委員)	○	○			○	○	
山田 政雄	★	取締役 (監査等委員)	○	○			○	○	
浜田 亘	★	取締役 (監査等委員)						○	○

以 上

第3号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）更新の件

当社は、2024年5月21日に開催された当社取締役会において、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）を本株主総会における株主の皆様のご承認を条件として更新することを決定いたしました。

つきましては本プランの更新につき株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、本更新に伴い、昨今の買収への対抗措置の発動事例に関する裁判例を踏まえ、大規模買付者の該当性の定め等につき、本プランを一部修正しております。

1. 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念や当社企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上させる者でなければならないと考えております。

一方、当社の株式は上場株式であることから、当社の株主は、市場での自由な取引を通じて決まるものであるとともに、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者も株主の皆様の意思に基づき決定されるべきものと考えており、また、当社の支配権の移転を伴う大規模な買付行為や買付提案がなされた場合にこれに応ずるか否かの判断も最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、このような株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付や買収提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な時間や情報を提供することのないもの、買付条件等が対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適当であるもの、対象会社の企業価値の維持・増大に必要不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模な買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2. 本プランの内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み）

（1）本プランの目的および必要性

本プランは、大規模な買付行為や買付提案について、①実行前に大規模な買付を行う者に対して、必要かつ十分な情報の提供を求め、②当社が当該大規模な買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、③株主の皆様への当社経営陣の計画や代替案等の提示および必要に

応じて大規模な買付を行う者との交渉を行うことにより、株主の皆様に必要なかつ十分な情報および時間を提供し、株主の皆様が当該大規模な買付等に応ずるか否かの適切な判断を行うことができるようにすることを目的としています。

当社は、当社株式に対する大規模な買付等が行われた場合でも、その目的等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えるものではありません。また、支配権の移転を伴うような買収行為がなされた場合にこれに応ずるか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、前述のとおり、株式の大規模な買付等の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、株主の皆様や取締役会が株式の大規模な買付等の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な時間や情報を提供することのないもの、買付条件等が対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適当であるもの、対象会社の企業価値の維持・増大に必要不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

以上の状況を踏まえ、当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付等がなされた場合を含めた買収への対応方針として、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランを更新することといたしました。

本プランの概要（フロー）につきましては、別紙1をご参照ください。

（２）本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、（ⅰ）特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、（ⅱ）結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）または（ⅲ）結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注4）を樹立する行為（注5）（但し、当社株券等につき当該特定株主グループと当該他の株主の議決権割合の合計が20%以上となるような場合に限り、）（但し、いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。）のいずれかに該当する行為もしくは該当する可能性のある行為またはこれに類似する行為（以下、かかる買付行為または合意等を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為または合意等を行う者

を「大規模買付者」といいます。)とします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）、
- (iii) 上記(i)または(ii)の者の関係者(これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利益を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザーおよびこれらの者が実質的に支配またはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が下記注5記載の独立委員会の勧告に基づき合理的に認めた者をいいます。)

を合わせたグループを意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとし

または、

- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計

をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

注4：「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループおよび当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

注5：本文の(iii)所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告に従って行うものとします。なお、当社取締役会は、本文の(iii)の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

(3) 独立委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該

大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講ずるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会規程（概要につきましては、別紙2をご参照ください。）に基づき、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外取締役または社外有識者(注6)のいずれかに該当する者の中から選任します。本更新時における独立委員会の委員は、社外取締役の榊田和彦氏、山田政雄氏および浜田亘氏、社外有識者としての本村健氏および蔵島大造氏の計5名が就任する予定です。（略歴につきましては、別紙3をご参照ください。）

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討のうえで、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注6：社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、官庁出身者、投資銀行業務もしくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者またはこれに準じる者をいいます。

（4）大規模買付ルールの概要

①大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、まず、大規模買付ルールに従う旨の誓約を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

- （a）大規模買付者の名称、住所
- （b）設立準拠法
- （c）代表者の氏名
- （d）国内連絡先
- （e）提案する大規模買付行為の概要
- （f）本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨を公表し、必要に応じ、その内容についても公表します。

②大規模買付者から当社への必要情報の提供

当社取締役会は、上記（４）①（ａ）～（ｆ）までの全てが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、株主の皆様の判断および取締役会の意見形成のために大規模買付者から当社取締役会に対して提供いただくべき必要かつ十分な情報（以下「必要情報」といいます。）について記載した書面（以下「必要情報リスト」といいます。）を当該大規模買付者に交付します。そして、大規模買付者には、必要情報リストの記載に従い、必要情報を当社取締役会に書面にて提出していただきます。

必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様のご判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- （ａ）大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および関連者（ファンドの場合）その他構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- （ｂ）大規模買付者が保有する当社の発行する全ての有価証券、過去60日間において大規模買付者が行った当社有価証券にかかる全ての取引の状況（取引の性質、価格、取引の場所および方法、取引の相手方を含みます。）および当社有価証券に関して大規模買付者が締結した全ての契約、取決めおよび合意（口頭によるものも含み、またその履行可能性を問いません。）
- （ｃ）大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為および関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- （ｄ）大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします。）の有無、ならびに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様および内容
- （ｅ）大規模買付行為の買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
- （ｆ）大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- （ｇ）大規模買付行為の完了後に想定している当社および当社グループの役員候補（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等ならびにそれら計画等の裏付けとなる根拠

- (h) 大規模買付行為の完了後における当社および当社グループの顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関する変更の有無およびその内容
- (i) 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- (j) 反社会的勢力（反市場勢力を含みます。以下同じとします。）該当性および反社会的勢力との関係に関する情報
- (k) その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

なお、上記に基づき、当初提出された必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、適宜合理的な回答期限を設けたうえで、大規模買付者に対して必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するために必要情報の全てが大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送し、独立委員会に対して必要情報を提出するとともに、その旨を公表いたします。

また、当社取締役会が必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、後記③の取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様への判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表します。

③当社取締役会による必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会として意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉することや、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動もしくは不発動の勧告または対抗措置

発動の可否につき株主意思確認総会に諮るべきである旨の勧告を行うに至らない等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動もしくは不発動または株主意思確認総会招集の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間およびその具体的期間が必要とされる理由を法令および当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、株主の皆様に対して適時・適切に開示いたします。

(5) 大規模買付行為が実施された場合の対応方針

①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法令および当社定款が認める対抗措置を講ずることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。

なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情を合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

②大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応ずるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の（a）から（i）のいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、また、必要に応じて株主意思確認総会の承認を得たうえで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲内で、上記①に記載の対抗措置の発動を決定することができるものとします。

- （a）真に当社グループの経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っている判断される場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- （b）当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させ

- るなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
- (c) 当社グループの経営を支配した後に、当社グループの資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
 - (d) 当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
 - (e) 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等による株式の買付を行うことをいいます。）など、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合
 - (f) 大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれに限りません。）が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適切であると判断される場合
 - (g) 大規模買付者による買付後の経営方針等が不十分または不適切であるため、当社グループの事業の成長性・安定性が阻害され、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な支障をきたすおそれがあると判断される場合
 - (h) 大規模買付者による支配権獲得により、当社の株主の皆様はもとより、当社グループの持続的な企業価値増大の実現のために必要不可欠な、顧客、取引先、従業員、地域関係者その他利害関係者との関係を破壊するなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合
 - (i) 大規模買付者の経営陣または主要株主もしくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合など、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

③取締役会の決議、および株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、上記①または②において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、新株予約権の無償割当てその他の法令および当社定款の下にてとりうる合理的施策(注7)等その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は原則として別紙4に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使

条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けることがあります。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動もしくは不発動の勧告または対抗措置発動の可否につき株主意思確認総会に諮るべきである旨の勧告を行う場合、または独立委員会から対抗措置の発動の勧告を受けたうえで当社取締役会が株主意思確認総会にこれを諮るべきと判断した場合には、株主の皆様には本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主意思確認総会を開催することがあります。

当社取締役会において、株主意思確認総会の開催および基準日の決定を決議した場合、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主意思確認総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示いたします。

株主意思確認総会において対抗措置の発動または不発動について決議(注8)された場合、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議に従うものとします。当該株主意思確認総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。

また、当該株主意思確認総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主意思確認総会の結果は、決議後適時・適切に開示いたします。

注7：具体的には、株主総会において大規模買付者に対し大規模買付行為の中止を求める決議を行うことなどが考えられます。

注8：原則として普通決議により株主の皆様意思を確認することとしますが、買付等の目的、方法および内容ならびに買付者等と一般株主の間における利益相反の可能性を含む諸般の事情を総合的に勘案して、買付者等および独立委員会が当該議案との関係で買付者等と特別の利害関係を有すると認める者を、その承認可決要件の計算から除外して取り扱うことがあります。

④大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は、上記（4）①に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から取締役会評価期間終了までを、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間をあわせた期間終了までを大規模買付行為待機期間とします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。

したがって、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

⑤対抗措置発動の停止等について

上記③において、当社取締役会または株主意思確認総会において、具体的な対抗措置を講ずることを決議した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見または勧告を最大限

尊重したうえで、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、当社取締役会において、無償割当てが決議され、または無償割当てが行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当ての中止、または新株予約権無償割当て後においては、行使期間開始日の前日までの間は、当社による新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様の新株予約権は消滅します。）の方法により対抗措置の発動の停止を行うことができるものとしします。

このような対抗措置の発動の停止等を行う場合は、法令および当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示いたします。

（6）本プランが株主の皆様にご与える影響等

①大規模買付ルールが株主の皆様にご与える影響

本プランにおける大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応ずるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応ずるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様が適切なご判断を行ううえでの前提となるものであり、株主の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記（5）に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

②対抗措置発動時に株主の皆様にご与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、当社取締役会が上記（5）に記載した対抗措置を講ずることを決定した場合には、法令および当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示いたします。

対抗措置の発動時には、大規模買付者以外の株主の皆様が、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合は、株主の皆様は、対価を払い込むことなく、その保有する株式数に応じて、新株予約権が割当てられます。また、当社が、当該新株予約権の取得の手続きを取ることを決定した場合は、大規模買付者以外の株主の皆様は、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため格別の不利益は発生しません。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）を行う場合には、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行っ

た株主の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの開示は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものです。

③対抗措置発動に伴い株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当てが行われる場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとる場合には、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続きは必要となりません。ただし、この場合当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者ではないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めています。これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令および当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

(7) 本プランの適用開始、有効期限、継続および廃止

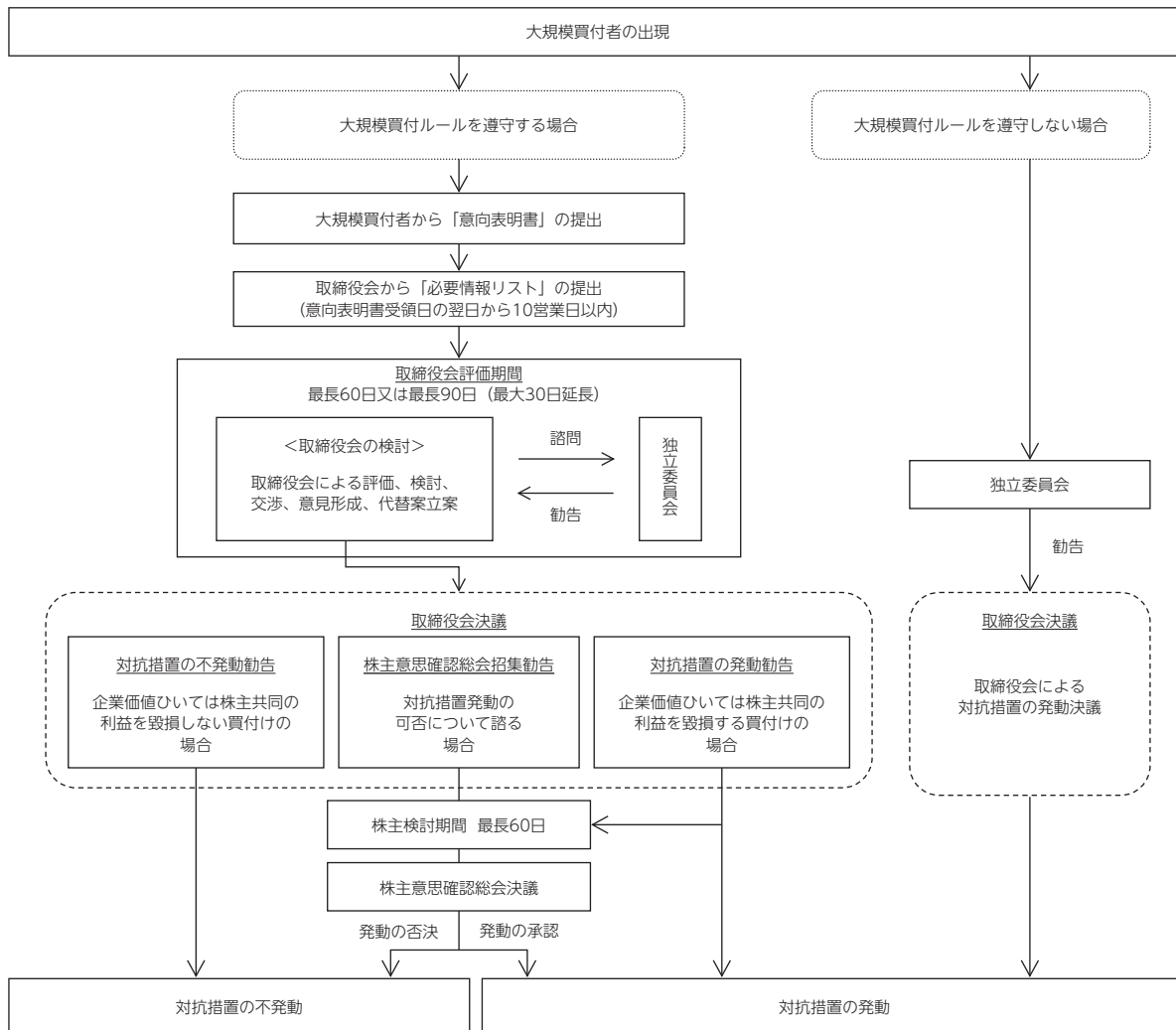
本プランは、本株主総会での株主の皆様のご承認を条件として、同承認があった日より発効することとし、有効期限は2027年6月に開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。ただし、本プランは、本株主総会において更新が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合、当社取締役会は、その内容を速やかに開示いたします。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、当社の上場する金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆様の不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の賛同を得たうえで、本プランを修正または変更する場合があります。

以 上

本プランの概要 大規模買付開始時のフロー



(注) 本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。詳細につきましては、本文をご覧ください。

以 上

独立委員会規程の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役または社外有識者（経営経験豊富な企業経営者、官庁出身者、投資銀行業務もしくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者またはこれに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。
- ・独立委員会の委員の任期は、本プランの有効期限までとする。ただし、社外取締役である委員の任期は、その社外取締役としての任期が本プランの有効期限より以前に到来する場合は、社外取締役に再任されたときを除き、社外取締役の任期と同じとする。
- ・独立委員会は、取締役会から諮問を受けた場合、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由および根拠を付して取締役会に対して勧告する。
 - ①大規模買付者に対抗するための新株予約権の発行等、会社法その他の法令および当社定款が認める対抗措置の発動または不発動
 - ②対抗措置の発動に伴う株主意思確認総会開催の要否
 - ③大規模買付者の大規模買付行為の撤回等に基づく新株予約権の無償取得、発行中止その他の対抗措置の停止等
 - ④前三号に準じる重要な事項
 - ⑤その他、取締役会が判断すべき事項のうち、取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができるものとする。
 - ①本プランの対象となる大規模買付者の該当性の判断
 - ②大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの決定
 - ③大規模買付者が当社取締役会に提供すべき必要情報の決定
 - ④必要情報の提供完了の決定

- ⑤大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
 - ⑥大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に当たるか否かの決定
 - ⑦本プランの修正または変更の承認
 - ⑧その他取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。
 - ・独立委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

独立委員会の委員略歴

本更新時における独立委員会の委員は、以下の5名を予定しております。

桒田和彦（ますだかずひこ）当社社外取締役

略歴 1942年 4月生

1996年 6月 住友軽金属工業株式会社取締役就任

2004年 6月 同社代表取締役社長就任

2009年 6月 同社代表取締役会長就任

2009年 6月 当社社外取締役就任

2010年 6月 積水樹脂株式会社社外取締役就任

2013年 6月 住友軽金属工業株式会社相談役就任

2013年 10月 株式会社UACJ相談役就任

2014年 6月 TOTO株式会社社外取締役就任

2016年 6月 当社社外取締役（監査等委員）就任（現任）

2016年 6月 株式会社UACJ名誉顧問就任（現任）

現在に至る

※桒田和彦氏と当社との間には取引関係および特別の利害関係はありません。

山田政雄（やまだまさお）当社社外取締役

略歴 1953年 11月生

1978年 4月 同和鉱業株式会社（現 DOWAホールディングス株式会社）入社

2009年 6月 同社代表取締役社長就任

2018年 6月 同社代表取締役会長就任（現任）

2019年 3月 藤田観光株式会社社外取締役就任（現任）

2019年 6月 当社社外取締役（監査等委員）就任（現任）

現在に至る

※山田政雄氏と当社との間には取引関係および特別の利害関係はありません。

浜田 亘（はまだわたる）当社社外取締役

略 歴 1957年 6 月生

1980年 11 月 監査法人朝日会計社（現 有限責任あずさ監査法人）入社

1985年 6 月 浜田亘会計事務所長就任

1990年 4 月 監査法人朝日親和会計社（現 有限責任あずさ監査法人）入社

2007年 7 月 あずさ監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）富山オフィス責任者就任

2010年 7 月 同法人北陸事業所長就任

2013年 1 月 有限責任あずさ監査法人富山オフィス責任者就任

2017年 6 月 当社社外取締役（監査等委員）就任（現任）

2022年 6 月 株式会社シキノハイテック社外監査役就任（現任）

現在に至る

※浜田亘氏と当社との間には取引関係および特別の利害関係はありません。

本村 健（もとむらたけし）弁護士

略 歴 1970年 8 月生

1997年 4 月 弁護士登録・岩田合同法律事務所入所（現任）

2003年 6 月 University of Washington School of Law (LL.M.)

2003年 10 月 ステップトゥ・アンド・ジョンソン法律事務所 (Steptoe & Johnson
LLP) ワシントン・オフィス勤務

2015年 4 月 最高裁判所司法研修所民事弁護教官（民事弁護）（～2018年3月）

2016年 6 月 株式会社データ・アプリケーション 社外取締役（監査等委員取締役）
（現任）

2019年 4 月 東京大学客員教授（東京大学大学院法学政治学研究科附属ビジネスロ
ー・比較法政研究センター（IBC）（～2020年3月）

2020年 4 月 東京大学大学院法学政治学研究科非常勤講師（～2021年3月）

2023年 6 月 学校法人大妻学院・大妻女子大学 社外理事（現任）

2023年 6 月 大井電気株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）

2023年 12 月 株式会社トッパンフォトマスク 社外監査役（現任）

現在に至る

※本村健氏と当社との間には取引関係および特別の利害関係はありません。

蔵島大造（ぞうしまだいぞう）公認会計士

略 歴 1952年 8 月生

1997年 4 月 公認会計士登録・蔵島公認会計士事務所開設

1997年 5 月 税理士開業登録

現在に至る

※蔵島大造氏と当社との間には取引関係および特別の利害関係はありません。

なお、社外取締役梶田和彦氏、社外取締役山田政雄氏および社外取締役浜田亘氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。

以 上

新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権無償割当ての対象となる株主およびその割当方法

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 株主に割当てる新株予約権の総数

当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することができる。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

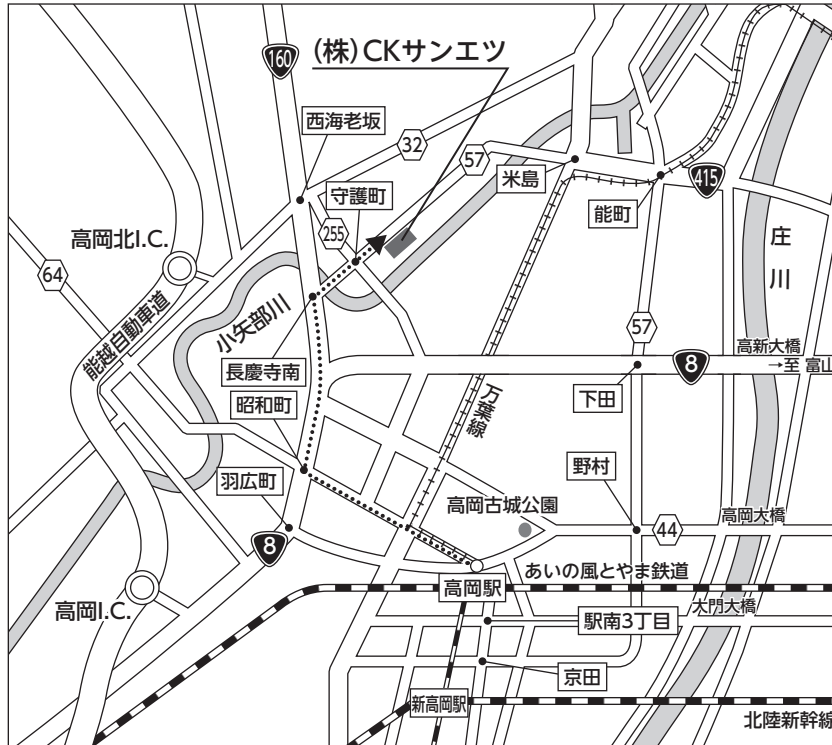
7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨や当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の条項を定めることがある。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：富山県高岡市守護町二丁目12番1号
株式会社C Kサンエツ 本社事務所棟 3階 大会議室
(事務所棟は、シーケー金属株式会社と兼用しています。)



交通：能越自動車道高岡北インターより車で10分。

高岡駅より車で15分。

なお、事務所棟は、当社の事業子会社であるシーケー金属株式会社と兼用しております。

また、駐車場は完備しております。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。